（意見聴取の方法）

第十三条　法第十七条の三十七第二項の規定による利害関係人からの意見の聴取は、口頭、書面又はインターネットを利用する方法その他の方法により行うものとする。

（特例分担事務の合意の公告）

第十四条　法第十七条の三十九第二項の規定による公告は、同条第一項の規定による合意をした旨及び当該合意の内容について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特例分担事務の処理状況の報告）

第十五条　法第十七条の三十九第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を提出してしなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（出願料軽減申請書の様式）

第十六条　令第四十一条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第一号により作成しなければならない。

第十七条　（略）

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第十八条　令第四十一条第一項又は第四十二条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第四十一条第一項に規定する申請に係る出願品種が法第六十五条第一項の認定を受けた福島復興再生計画（法第七条第一項に規定する福島復興再生計画をいう。第二十条において同じ。）に定められた法第七条第五項第一号ロに規定する新品種育成事業（以下この条及び次条において「認定新品種育成事業」という。）の成果に係るものであることを証する書面若しくは令第四十一条第二項各号に掲げる書面又は令第四十二条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

第十九条～第二十一条　（略）

（意見聴取の方法）

第十三条　法第十七条の三十一第二項の規定による利害関係人からの意見の聴取は、口頭、書面又はインターネットを利用する方法その他の方法により行うものとする。

（特例分担事務の合意の公告）

第十四条　法第十七条の三十三第二項の規定による公告は、同条第一項の規定による合意をした旨及び当該合意の内容について、市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（特例分担事務の処理状況の報告）

第十五条　法第十七条の三十三第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を提出してしなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（出願料軽減申請書の様式）

第十五条　令第四十一条第一項の申請書は、一の申請ごとに別記様式第一号により作成しなければならない。

第十六条　（略）

（出願料軽減申請書等の添付書面の省略）

第十七条　令第四十一条第一項又は第四十二条第一項の申請書（以下この条及び次条において「出願料軽減申請書等」という。）に添付すべき書面を他の出願料軽減申請書等の提出に係る手続において既に農林水産大臣に提出した者は、当該他の出願料軽減申請書等に添付した令第四十一条第一項に規定する申請に係る出願品種が法第六十五条第一項の認定を受けた福島復興再生計画（法第七条第一項に規定する福島復興再生計画をいう。第十九条において同じ。）に定められた法第七条第五項第一号ロに規定する新品種育成事業（以下この条及び次条において「認定新品種育成事業」という。）の成果に係るものであることを証する書面若しくは令第四十一条第二項各号に掲げる書面又は令第四十二条第一項に規定する申請に係る登録品種が認定新品種育成事業の成果に係るものであることを証する書面若しくは同条第二項各号に掲げる書面に変更がないときは、出願料軽減申請書等にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。

第十八条～第二十条　（略）

別記様式第一号中「別記様式第１号（第15条関係）」を「別記様式第１号（第16条関係）」に改める。

別記様式第二号中「別記様式第２号（第16条関係）」を「別記様式第２号（第17条関係）」に改める。

別記様式第三号中「別記様式第３号（第19条関係）」を「別記様式第３号（第20条関係）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（種苗法施行規則の一部改正）

2　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項第八号及び第十九条第六項中「第十八条」を「第十九条」に改める。

○経済産業省令第七十一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月二十四日　経済産業大臣　赤澤　亮正

経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和五十五年通商産業省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（調査事項） **第五条**　石油等消費統計調査は、次の各号に掲げる事項について行う。 一～七　（略） 八　法人番号 **第十二条及び第十三条**　削除	（調査事項） **第五条**　石油等消費統計調査は、次の各号に掲げる事項について行う。 一～七　（略） （新設） **第十二条**　前条の入力は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X〇二〇八附属書一で規定する方式に従つてしなければならない。 2　前条の入力は、日本産業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 **第十三条**　削除